

暮らし

ID 1025334

マイナンバーカード申請用
写真撮影サービスを実施中

顔写真の準備がなくてもマイナンバーカードを申請できるよう、無料で顔写真を撮影するサービスを行っています。

- ▼日時 月々金曜日、午前8時30分～午後7時（祝休日を除く）。
- ▼受付場所 市民課（市役所1階）。
- ▼対象 初めてマイナンバーカードを申請する人。
- ▼必要書類 運転免許証やパスポート

マイナポイント支援窓口を
開設しています

ID 1022155

☎デジタル政策課 ☎(632) 2094

本市では、スマートフォンを持っていない人などを対象に「マイナポイント申込支援窓口」を開設しています。9月末の申込期限の間際には、窓口の混雑が予想されるため、お早めにお越しください。

■マイナポイント事業とは

マイナンバーカードと「キャッシュレス決済サービス」や「健康保険証」「公金受取口座」をひも付け設定すると、最大2万円相当の「マイナポイント」が付与される事業です。このマイナポイントは、スマートフォンから申し込むことができ、スマートフォンを持っていない人でも、家族など信頼できる身近な人に、端末を貸してもらったり、操作を手伝ってもらったりすることで申し込みができます。

■マイナポイント支援窓口

- ▼開設時間 午前8時30分～午後5時15分。
- ▼開設場所 市役所1階市民ホール。
- ▼持ち物 マイナンバーカード、利用者証明者用電子証明書（4桁の暗証番号）、キャッシュレス決済サービスのID・セキュリティコード（サービスによっては事前登録が必要です。あらかじめ市☎でご確認ください）、登録する本人名義の口座情報（金融機関名・支店名・口座番号など）が分かるもの。
- ▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。

保健所でキャッシュレス決済が
できるようになりました

☎生活衛生課 (626) 1108

6月1日から、保健所（竹林町）の窓口で、狂犬病予防注射済票などの手数料を電子マネーなどで支払うことができるようになりました。ぜひご利用ください。

■対象となる手数料 ①犬の登録②犬の鑑札の再交付③狂犬病予防注射済票交付④狂犬病予防注射済票の再交付の4つ。

■利用できるキャッシュレス決済方法

- ▼クレジットカード VISAカード、Masterカード、銀聯カード。
- ▼電子マネー iD、nanaco、楽天Edy、WAON、交通系電子マネー（交通系ICカード【totra】も可）。
- ▼バーコード決済 d払い、楽天Pay、PayPay、メルペイ、auPAY、ゆうちょPay、Alipay、WeChatPay。

■その他

- ▼1回の支払いで、複数の決済方法の併用はできません。
- ▼窓口で電子マネーのチャージ（入金）はできません。あらかじめチャージするか、金額が不足する場合は現金でお支払いください。

ID 1006193

市民活動助成金
公開プレゼンテーション
審査会を開催します

市民の皆さんの自主的で公益的な活動に、財政的な支援として市

待ち状況配信サイトをぜひご利用ください。



▲市民課窓口待ち状況配信サイト

ID 1005367

住宅地などでの
農薬の飛散防止

住宅地などに近接する土地など

- ▼日時 6月3日（土）午前9時15分～午後0時45分。
- ▼会場 市役所14階D会議室。
- ▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。

民活動助成金を交付しています。令和5年度の交付団体を決定するため、応募団体による公開プレゼンテーション審査会を開催します。

の管理に当たっては、農薬の飛散による周辺住民などへの影響を防止するため、できるだけ農薬を使用しないよう心掛けましょう。

やむを得ず農薬を散布する場合は、定められた用法・用量を厳守するとともに、飛散防止策を取るなど、十分に配慮しましょう。

また、事前に、周囲に住んでいる人へ、農薬を散布する日時などを周知しましょう。

☎住宅地での農薬散布Ⅱ環境保全課 ☎(632) 2420、農業に関する農薬散布Ⅱ農林生産流通課 ☎(632) 2466

暮らし

障がい者などの
駐車スペースの適正利用に
ご協力ください

☎ 1013303



本市では、障がい者などの駐車スペースを適正に利用していただくために、市の公共施設にある、障がい者などの駐車スペースに案内表示をしています。

また、車いすのマークが表示された障がい者用駐車スペースがある民間施設もあります。

この駐車スペースに、対象者以外の人が駐車することのないよう、適正な利用にご協力ください。

▼利用できる人 障がい者、高齢者、妊産婦、けが人など移動に配慮が必要な人。また、県の「おもいやり駐車スペース利用証」をお持ちの人。

☎ 保健福祉総務課 ☎ (632) 2930

あなたの意見を市政に
各種委員を募集します

男女共同参画審議会委員

▼任期 7月1日～令和7年6月

30日。

▼内容 男女共同参画の推進について、年1回程度開催する会議に出席し、意見を述べる。

▼対象 引き続き1年以上市内に在住する20歳以上の人。

▼定員 2人。

▼申込期限 6月16日（必着）。

▼その他 申込方法など、詳しくは、市HPをご覧ください

なるか、男女共同

参画課 ☎ (632) 23

☎ 1018994



▲市HP

地産地消推進会議委員

▼任期 7月1日～令和6年3月31日。

▼内容 年2回程度開催する会議に出席し、意見を述べる。

▼対象 引き続き1年以上市内に在住か通勤通学する18歳以上の人。

▼定員 2人以内。

▼申込期限 6月15日（必着）。

▼その他 申込方法など、詳しくは、市HPをご覧ください

なるか、農林生産

流通課 ☎ (632) 28



▲市HP

▼選考 書類審査と面接。

▼その他 原則として、市の他の付属機関などの委員や公務員を除く。

6月1日は景観の日

素敵な景観を再発見しませんか

☎ 景観みどり課 ☎ (632) 2568

「景観」は人々の生活によって生み出されるまちの「個性」です。「景観の日」をきっかけに、自分たちの住むまちを磨き、育て、素敵な生活を送るために、行動してみましょう。

景観アドバイザー制度をご活用ください

☎ 1009377

景観づくりのアドバイスを受けて、地域の個性あふれる取り組みを進めてみませんか。

▼内容 建築物や広告物のデザイン、色彩などに関することや、市民や事業者が行う景観づくりに関するアドバイス。

▼対象 市内の自治会や商店街など、地域で組織する団体。

▼その他 申込方法など、詳しくは、市HPをご覧ください

建築物などを建てる際には景観法に基づく届け出を

☎ 1005769

大規模な建築物の建築、工作物の建設、開発行為は、周囲の景観に与える影響が大きいため、本市への届け出が必要です。詳しくは、市HPをご覧ください

まちなみ景観賞にご応募ください

☎ 1009379

▼内容 魅力的な景観を創り出している建築物などを「まちなみ景観賞」として表彰。

▼対象 次のいずれかに当てはまるもの。①市内で完成している、街並み・住宅や店舗・事務所などの建物、大谷石を活用したもの、看板、モニュメント、生け垣や塀、植栽、季節の景観②既存の建物を魅力的にライトアップやリニューアルした③景観づくり活動。

▼表彰 特に優れている街並みや建築物などの所有者・設計者・施工者を表彰。また、応募者全員に記念品を1人当たり1点贈呈。

▼申込期限 令和6年5月31日（必着）。

▼応募方法 建物などの写真を、市HPの申し込みフォームまたは直接・郵送・Eメールで、〒320-8540市役所景観みどり課 ☎ (632) 2558、✉ u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。詳しくは、市HPまたは各区・田・漕・地域コミュニティセンター・図書館に置いてあるチラシをご覧ください。

なお、景観みどり課フェイスブック・インスタグラムでも受け付けています。



▲第20回（令和3年度）まちなみ景観賞大賞「東横田町の大谷石のまちなみ」



▲景観みどり課フェイスブック



▲景観みどり課インスタグラム

1027284

ふるさと納税を活用する 公益活動団体を募集します

各団体の公益活動をふるさと納税の使途に指定し、本市が寄附金の受け入れ先となり、受け入れた寄附金を各団体に交付します。

▼対象 特定公益増進法人、NPO法人、認可地縁団体。

▼対象となる経費 団体の活動経費のうち、公益的な事業に必要な経費など。

▼応募方法 市に掲載する募集要項を確認の上、必要書類を添えて、送付またはEメールで、〒320-8540 市役所人口対策・移住定住推進

室 ☎u10004500@city.utsunomiya.tochigi.jp

ya.tochigi.jp

▼申込期限 7月18日(必着)。

▼その他 書類審査の上、支援団体を決定します。詳しくは、市庁舎をご覧になるか、人口対策・移住定住推進室 ☎(632)5038へ。

1029486 上下水道 オンラインセミナーを 開催します

▼内容 上下水道の仕組みや役割について正しい知識を養い、水の循環と環境保全への意識を高めることを目的としたオンライン講座。

▼対象 市内在住か通勤通学する

10人以上の団体。

▼申込期限 開催日の1カ月前。

▼申込方法 市電子申請共通システムに必要事項を入力するか、電話で、経営企画課 ☎(633)3230へ。

税証明の コンビニ交付サービスを 休止します

令和5年度税証明書の交付開始に対応するため、6月8日(木)は、所得証明書と課税証明書のコンビニ交付サービスを終日休止します。なお、住民票など、税証明以外の証明書の取得は可能です。

東京圏に通勤・通学する人へ 定期券購入費を補助します

1032259

☎人口対策・移住定住推進室 ☎(632)2115

本市への移住定住を促進するため、本市から東京圏に通勤・通学する人の、新幹線定期券購入費の一部を補助します。

▼対象 補助期間終了後に3年間、本市に居住する意思があり、東京圏の事業所や小中高校・大学などに新幹線定期券を利用して通勤・通学する、次のいずれかに該当する人。①令和5年4月1日以降に東京圏から本市に転入し、週の半分以上通勤・通学する②学校などを卒業後3年以内で、週の半分以上通勤する29歳以下の新卒者③学校などへ通学する29歳以下の学生など。その他、補助申請時点で住民票が本市にあることなどの要件あり。

▼補助額 定期券購入費の3分の1(1カ月最大1万円)。

▼その他 申請開始日は、6月中旬以降に市にお知らせします。定期券を購入済の人は、領収書や定期券の券面の写しを保管してください。対象要件・申請方法など、詳しくは、市庁舎をご覧ください。

結婚新生活支援事業の 申請を受け付けています

1026674

本市では、結婚を希望する市民を応援するため、結婚に伴う住宅取得や新居の家賃、引っ越し費用などの一部を補助します。

▼対象 次の要件をすべて満たす世帯。①4月1日～令和6年3月31日までに婚姻届を受理された②婚姻届受理時の年齢が、夫婦ともに39歳以下③夫婦の令和4年の所得の合計金額が500万円未満④居住誘導区域に居住し、居住地に住民票の住所がある。

▼申請期限 令和6年3月31日。

▼補助額 1世帯当たり最大30万円。婚姻届受理時の年齢が、夫婦ともに29歳以下の場合、1世帯当たり最大60万円。

▼補助対象の経費 4月1日～令和6年3月31日までに支払った次の①～④。①住宅の購入費(土地の購入費は除く)②賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料③引っ越し業者などへ支払った実費④住宅のリフォーム費。

▼その他 申請書類など、詳しくは、市庁舎をご覧ください。

☎税制課 ☎(632)2187

1005998 東横田・上御田調査区の 登記が完了しました

平成26年度に地籍調査を行った、東横田・上御田調査区(東横田町・上御田町・上横田町と下反町町の一部)の土地について、法務局での登記が完了しました。

道路管理課(市役所8階)で、地籍図や地積測量図(一筆地座標面積計算書)の閲覧や複写ができます。

▼費用 地籍図の写し1枚300円、地積測量図の写し1筆300円。

☎道路管理課 ☎(632)2238

環境

害虫無料相談会を 開催します



▼日時 6月10日(土) 午前10時～午後3時。
▼会場 県庁(埴田1丁目)。

▼内容 衛生害虫やネズミに関する専門家の無料相談会や、スズメバチの巣などの展示。

☎生活衛生課 ☎(626)1108、衛生害虫防除等相談室(県ペストコントロール協会) ☎(625)0606

環境

ID 1022416
特定外来生物
クビアカツヤカミキリに
ご注意ください



幼虫がサク
 ラやモモなど
 の樹木に寄生
 し、内部を食
 い荒らすことで衰弱・枯死させる、
 クビアカツヤカミキリによる被害
 が、昨年本市で確認されました。
 被害拡大防止のため、成虫を発
 見した場合は速やかに捕殺し、環
 境保全課へご連絡ください。

また、樹園地などの農地で発見
 した場合には、県河内農業振興事
 務所 ☎(626) 3069 または県農業
 環境指導センター ☎(626) 3086
 へご連絡ください。

問 環境保全課 ☎(632) 2405、農
 林生産流通課 ☎(632) 2466

ID 1005600
スズメバチの巣の
駆除はお早めに

毎年7〜9月になると大きくな
 ったスズメバチの巣が発見されま
 す。巣の駆除を専門業者に依頼す
 ると費用が掛かりますが、大きく
 なる前に巣を発見できれば、比較

的安全に駆除できます。身近な場
 所を点検し、早期駆除を心掛けま
 しょう。

▼ 巣を作りやすい場所 軒下、樹
 木、垣根や植え込みの中、床下、
 戸袋の中など。

▼ 巣を発見したら 急に近づかな
 い、揺らさない、近くで騒がない。

▼ その他 スズメバチの巣の駆除
 を希望する場合は、専門業者にご
 相談ください。なお、本市ではス
 ズメバチの巣の駆除は行っていま
 せん。

問 生活衛生課 ☎(626) 1108

ID 1005030
不法投棄の防止には
「地域の目」が必要で



6月は不法投棄防止
 重点監視月間です。
 不法投棄を未然に防
 ぐには、地域の皆さん

による監視活動が最も効果的で
 す。「不法投棄をしない・させない・
 許さない」の意識を持ち、不法投
 棄をしにくい環境づくりにご協力
 ください。

▼ もし発見・目撃した場合は 電
 話またはファクス（現場の状況・
 連絡先を明記）で、廃棄物政策課
 ☎(632) 2929、FAX(633) 4323へ。
 また、市民通報システム「宮コ

蚊の発生を
防止しましょう

ID 1005597

問 生活衛生課 ☎(626) 1108

蚊は、刺されるとかゆみなどの不快感を与える
 だけでなく、デング熱などの感染症を媒介するこ
 ともあります。

蚊が媒介する感染症は海外（特に熱帯や亜熱帯）
 で多く発生しますが、国内での感染報告もあり、
 普段から注意が必要です。

■ 蚊の発生を抑えるには 蚊の防除には、ポウフ
 ラ（蚊の幼虫）の生息環境である水たまりをなく
 することが最も効果的です。

次のような場所に不要な水がたまらないよう、
 家の周りを定期的に点検しましょう。

- ▼ 鉢植えの受け皿や古タイヤ・空き缶。
- ▼ 雨ざらしのバケツやジョウロ。
- ▼ 自転車やオートバイの雨よけシート。
- ▼ 詰まった雨どい。

■ 蚊に刺されないために 蚊の多い場所に行く時
 は、刺されないように、長袖シャツ・長ズボンを着
 用するなど、肌の露出を少なくしま
 しょう。

必要に応じて、虫除けスプレーな
 どの忌避剤を使用しましょう。



コ」でも通報できま
 す。詳しくは、宮コ
 コURLをご覧ください。



▲宮ココURL

安心・安全

ID 1003272
意志つなぐ 連携プレーで
事故防ぐ 6月4〜10日は
危険物安全週間

ガソリン・灯油類をはじめとす
 る危険物は、事業所などに幅広く
 利用され、生活にも深く浸透して
 いるので、安全な取り扱いが重要
 です。この機会に身の回りの危険
 物の点検をお願いします。

■ 消防訓練を実施 危険物安全週

間中に、危険物施設からの火災発
 生を想定した消防訓練を行います。
 当日はサイレン音が鳴りますの
 で、近隣にお住まいの皆さんはご
 理解ご協力をお願いします。

▼ 日時 6月9日(金)午後2時〜
 ▼ 会場 王子タック宇都宮工場(平
 出工業団地)。

問 消防局予防課 ☎(625) 5507

ID 1028957
交通ルールを守り
安心して暮らせるまちへ

6月は暴走族等根絶推進強化月
 間です。

暴走族による暴走行為など、悪
 質で危険性・迷惑性の高い交通違

反は、重大な事故につながる恐れがあります。家庭・地域・学校・職場で連携し、暴走族を根絶しましょう。

▼暴走族には加入しない、させない。

▼暴走族をやめる、やめさせる。

▼暴走行為をしない、許さない。

▼暴走族を見に行かない、行かせない。

問 生活安心課 ☎ (632) 2264

住まい

市営住宅の入居者

ID 1005648
6月の募集

▼受付日時 6月7日まで、午前

9時～午後6時。

▼受付会場 宇都宮市営住宅管理センター(中央1丁目・東急コミュニケーションセンター)。

▼抽選会 6月9日(金)。

▼その他 募集住宅や入居申込資格・方法など、詳しくは、宇都宮市営住宅管理センター、住宅政策課(市役所9階)、各區・圏などに置いてある「入居申込案内」「市営住宅入居者募集」をご覧ください。

問 宇都宮市営住宅管理センター ☎

(678) 8861、住宅政策課 ☎ (632)

2553

6月23～29日は「男女共同参画週間」

無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。

(令和5年度キャッチフレーズ)

男女共同参画週間内の6月24日(土)・25日(日)に、G7広島サミットの関係閣僚会議として、日光市で「G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催されます。

会合では、国際社会が直面する男女共同参画や女性活躍などに関する課題が議論されます。

男女共同参画社会を実現するためには、市民の皆さん一人ひとりの理解と取り組みが必要です。誰もが個性と能力を発揮することができる社会の実現に向けて、この機会に男女共同参画について考えてみませんか。

男女共同参画推進センター「アコール」

ID 1009426

女性の活躍を推進する起業や再就職支援講座などの開催や、情報提供などを行っています。

▼住所 明保野町7-1。

▼その他 講座情報など、詳しくは、市 ☎・アコールフェイスブックをご覧ください。アコール ☎ (636) 4075へ。



▲昨年度開催した講座の様子



▲アコールフェイスブック

令和4年度「きらり大賞」受賞事業者

ID 1031427



本市では、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰しています。

皆さんも次の事業者の事例を参考に、取り組んでみませんか。

■エム・イー・エム・シー (製造業)

▼女性管理職の増加に向けた管理職候補者の育成。

▼法定を上回る「子の看護休暇制度」の導入など。

■コジマ (小売業)

▼女性の幹部候補者育成のための組織の設置。

▼育児休業相談窓口の設置などによる男性の育休取得促進など。

■坂本塗装 (建設業)

▼女性従業員の積極的な採用。

▼コアタイムなしの「フレックスタイム制度」の導入など。

■J T北関東工場 (製造業)

▼法定を上回る「育児短時間勤務制度」の導入。

▼事業所内保育所の設置など。

■晋豊建設 (建設業)

▼「イクボス宣言」の実施。

▼女性技術者の積極的な採用など。

■日本サーファクタント工業 宇都宮事業所 (製造業)

▼社長の子育て体験などを掲載したパンフレットなどによる男性の育休取得促進。

▼女性従業員の積極的な採用など。

■藤井産業 (卸売業)

▼女性のキャリアアップに向けた研修機会の提供。

▼産前産後休暇中の給与の全額支給など。